

令和4年度

一般社団法人 沖縄県 PTA 連合会 安全委員会

「安全会」のご案内

共済契約に関する重要な事項が記載されていますので、必ずお読み下さい。

1. この制度がつくられた目的

PTA は次代を担う青少年の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員により組織された社会教育団体です。

この活動を充実発展させるためには、PTA 活動中での十分な安全対策と積極的な安全教育を徹底しなければなりません。また、予測できずに未然に防ぐことが出来ない災害に対して、PTA 会員が相互共済し、安心して活動できるような体制づくりが熱望されていました。それに応えて、平成3年6月に発足させたのが安全互助会制度です。

平成23年1月1日に施行された PTA・青少年教育団体共済法に伴い、沖縄県 PTA 連合会安全会は、平成25年2月に沖縄県教育委員会からの共済事業の認可を受けて、平成25年4月より新たなスタートを切る運びとなりました。

各位におかれましては、この趣旨のご理解とご加入により、より安全安心な充実した P T A 活動がなされますようお願いしております。

2. 会 費 150 円 （内訳 共済掛金 142 円 賠償保険 8 円 ）

P T A 一世帯当り年間 150 円

準会員一世帯当り年間 150 円

教職員一人当たり年間 150 円

- ※ 一括して会長が安全委員会事務局の口座に納入します。
- ※ 個人での加入ではなく、単位 PTA として、加入・納入となります。
- ※ 共済契約は必ず年度末前までに提出、確定世帯数・確定職員数・会費納入報告書を4月～6月末までに提出すると共に、共済掛金の振込を行って下さい。

3. 共済金の対象となる期間

当年4月1日～翌年3月31日

- ※ 途中加入の場合は、加入日の翌日から当該年度末までとする。

4. 共済金を受けられる方

3歳以上の園児・児童・生徒・保護者（PTA の同居の親族。別居の祖父母・叔父・叔母の方は、会員代理で PTA 活動に参加した場合に対象となります）・教師・準会員（ボランティア会員で安全会費を納付し、且つ安全委員会で認めた者）

5. 補償の対象となる行事・活動

（一社）沖縄県 PTA 連合会安全委員会では、PTA が企画・立案し「主催・または共催する行事」の活動中の事故を補償致します。

PTA 総会、運営委員会など PTA 活動に基づく手続きを経て決定されたものを言います。つまり活動計画として事前に承認・決定されている行事を言います。

(1) 単位 PTA 主催・共催	<ul style="list-style-type: none"> ◎総会・役員会・学級学年 PTA・専門委員会等 ◎PTA が企画し、会長の承認を得て実施した美化作業、キャンプ、各種スポーツ大会等 ◎単位 PTA を代表して参加する各種会合及び行事への参加
(2) 学校行事及び学校支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校行事のうち、子どもの健全育成のため PTA が積極的に参加することを決めた授業参観・運動会・学習発表会・体育祭文化祭等。但し学校行事での当事者である児童生徒は対象外（独立行政法人日本スポーツ振興センター制度が適用される為） PTA による、学校内外における総合的学習及び学校内での部活動への支援活動
(3) 地区 P 連・市町村 P 連	<ul style="list-style-type: none"> ◎総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ◎各種研修会・スポーツ大会等への参加 ◎地区 P 連・市町村 P 連を代表して参加する各種会合及び行事への参加
(4) 県 P 連関係	<ul style="list-style-type: none"> ◎総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ◎各種研修会等への参加（日 P・九 P 等も含む） ◎県 P 連を代表して参加する各種会合（他団体・機関の主催）
(5) 安全委員会関連	<ul style="list-style-type: none"> 安全委員会の規約並びに事業計画に基づいて行う活動 ◎諸会合、並びにそれらの運営に関する業務への参加 ◎各種研修会・安全委員会が特に委嘱した業務への参加

※ (1) ～ (5) に参加するために要する正規の往復途上も含む。

6. 共済金をお支払い出来ない場合

【共済金】

- △ P T A 関連行事とは認められない行事のもの
- △ 地震・風水害などの天災、人災
- △ 被災者の故意または重大な過失による事故（自殺行為・酔っ払い・けんか・薬物使用などによる場合）
- △ 航空機・船舶・鉄道・バス等の公共運送機関に搭乗中の事故災害
- △ 警察による事故処理が必要な案件
- △ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる事故

※（時効）共済約款第 25 条

共済金請求権は、第 23 条（共済金の請求）第 1 項に定める時の翌日から起算して、3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

7. 共 済 金

PTA 活動に起因して安全会加入者が被った傷害または事故に対して給付します。

◎園児・児童・生徒・保護者・教職員・準会員の P T A 活動中の事故（往復途上含む）

		共 済 金 額	
け が	死亡共済金（死亡したとき）	400 万円	
	入院共済金（入院したとき）	入院 1 日につき（180 日限度）	5,000 円
	通院共済金（通院したとき）	通院 1 日につき（90 日限度）	3,000 円
	固定具を装着したとき	固定具を装着した日数 1 日につき	1,000 円
		軟性装具（取外し式）	500 円
	入院および通院したとき	※但し、固定具使用期間が入院・通院と重なる日数を除く 入院+通院+固定具装備の実日数合計 180 日限度	
後遺障害共済金（後遺障害が残ったとき）	限度額 400 万円		

8. 賠償保険

他に第三者に対する賠償保険を保険会社に委託をしている。

		賠 償 金 額	
○ P T A 活動においてその運営に不備があり、他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊したことにより、 管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害 に対して右の金額内で補償します。	○ 対人賠償	1 名につき	5 千万円
		1 事故につき	2 億円
	○ 対物賠償	1 事故につき	5 百万円
		※ 対人・対物いずれも 5 千円が免責になります。	

9. 加入方法

- (1) 個人加入ではなく PTA 単位として会長が一括し、安全委員会に共済契約申込書（様式－1）を提出します。（現在の会員数で、3月末日までに）
- (2) 確定世帯数・確定教職員数・準会員数・会費納入報告書（様式－2）の提出、共済掛金の振込を4月～6月末までに行ってください。※全世帯が加入しない場合は、名簿が必要です。

①共済掛金の払い込み猶予期間

共済期間開始日（4月1日）の属する年度の6月末日までを共済掛金の払い込み猶予期間とします。

この期間内に共済掛金が払い込まれない場合には、共済期間開始日から共済掛金が払い込まれた時までの期間中に生じた共済金の支払い事由に対しては、共済金をお支払いできません。

②共済掛け金の返還 事業方法書第14条 共済約款第19条～第21条の規定による

10. 万一、事故が発生した場合

- (1) 事故が発生した場合は、直ちに所属単位PTA事務局へ連絡し、諸手続きをして下さい。
- (2) 災害報告書に必要事項を記入のうえ、所属単位PTAより事故発生から30日以内に安全委員会事務局へ報告して下さい。（災害報告書受理後、通知書を送付します。）

11. この制度についてのお問合せは・・・

(一社) 沖縄県PTA連合会 安全委員会事務局	
TEL	098-867-8645
FAX	098-867-0309
〒900-0002	沖縄県那覇市曙 2-26-27
E-mail	oki-ken.p.se@woody.ocn.ne.jp
主に契約関係 E-mail	oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp

資 料

1. 令和3年度災害報告状況（令和4年2月16日現在）

災害報告・・・・・・・・・・ 11件
 審査済み・・・・・・・・・・ 11件

2. 月別発生件数(令和3年度第1回審査会～第5回審査会実施内容)過年度請求分含む

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	件数
件数	0	0	0	1	0	0	6	3	1	0	0	0	11

3. 区分別発生件数

保護者		教職員		中学生		小学生		幼稚園		準会員		合計
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
2	0	2	3	0	0	1	2	0	0	0	1	11